

深川病院指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人深川病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供は、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者（要支援者）とする。
- 3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 深川病院訪問リハビリテーション
- 2 所在地 富山県魚津市東尾崎3484番1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	備考
医師	常勤 1名以上	病院と兼務
理学療法士 又は作業療法士	常勤 1名以上	病院と兼務

1 医師

医師は3ヶ月に一度の診療にて計画的な医学的管理を行い、理学療法士又は作業療法士と共同して訪問リハビリテーション計画を作成し必要な指示を行う。

2 理学療法士又は作業療法士

理学療法士又は作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日、ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月30日～1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時00分～午後5時30分までとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、魚津市及び黒部市とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所から自宅までの交通費を徴収する。
- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、または事故が生じた場合は、必要に応じて応急手当を行うと共に、速やかに利用者の主治医、家族、居宅介護支援事業者等及び県厚生部高齢福祉課、市町村等関係者へ連絡をとるなど必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第10条 管理者は提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(身体拘束等の適正化)

- 第11条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(高齢者虐待の防止)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用者が留意すべき事項)

第14条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者は、従業者に対して政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (2) 利用者は、従業者に対して故意に法令違反その他不信行為を行ってはならない。
- (3) 利用者は、従業者に対して各種ハラスメントにあたる発言・行為を行ってはならない。

(業務継続計画策定)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月30日から施行する。